

Ⅱ 内国法人に対して支払う報酬・料金等

(所法174、175、212③、213②、所令298、299)

源泉徴収の対象となる報酬・料金等	税 額 の 計 算 方 法
馬主に支払う競馬の賞金	$\{ \text{支払金額} - (\text{支払金額} \times 20\% + 60 \text{万円}) \} \times 10\%$

第 5 配当所得の源泉徴収事務

居住者又は内国法人に支払う配当所得の源泉徴収事務は、剰余金の配当、剰余金の分配など（法人税法に規定する適格現物分配に係るものを除きます。以下「配当等」といいます。）や配当等とみなされるいわゆるみなし配当の支払者が、その支払の際に次に掲げる区分の税率により所得税を徴収して納付する事務です（所法24、25、174、181、212、措法9の3、9の3の2、9の4の2、37の11の6、平20改正法附則33）。

（注）みなし配当とは、①非適格合併、②非適格分割型分割、③資本の払戻し、④残余財産の分配、⑤自己株式の取得等（自己株式の取得、出資の消却等、組織変更）により受けた金銭その他の資産の交付が、配当とみなされるものをいいます。

なお、株式又は出資に係る配当等については、その支払の確定した日（株主総会の決議で定められた剰余金の配当等についての効力を生ずる日など）から1年を経過した日までに支払がない場合には、その1年を経過した日に支払があったものとみなして、所得税を源泉徴収することになっています（所法181②）。

1 上場株式等の配当等の場合

源泉徴収税率は、7%（支払を受ける者が居住者の場合は他に住民税3%）です。

なお、平成26年1月1日以後は15%（支払を受ける者が居住者の場合は他に住民税5%）の税率が適用されます（措法9の3、平20改正法附則33）。

（注）1 発行済株式の総数等の3%以上に相当する数又は金額の株式等を有する個人が支払を受ける上場株式等の配当等については、この制度の対象となりません（下記「2 上場株式等以外の配当等の場合」に該当することになります）。

2 「上場株式等の配当等」には、証券取引所（金融商品取引所）に上場されている株式や店頭売買登録銘柄として登録されている株式についての配当のほか、特定株式投資信託や公募株式投資信託の収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等が含まれます。なお、このほか、投資信託の収益の分配等についても源泉徴収が必要です。詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている「源泉徴収のあらまし」をご参照ください（「源泉徴収のあらまし」は冊子による提供も行っています）。

2 上場株式等以外の配当等の場合

源泉徴収税率は、20%（住民税なし）です。

第 6 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務

非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務は、非居住者又は外国法人に対して国内において生じた所得（国内源泉所得といいます。）を支払う際に、一定の税率により所得税を徴収して納付する事務です。

なお、源泉徴収の対象となる国内源泉所得の種類と税率等は次のとおりです（所法24、161、212、213、措法8の2、9の3、9の3の2、9の6、37の11の4、37の11の6、41の9、41の12、42、平成20改正法附則33、45）。